

●香川県告示第110号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（事前合議を要しない支出負担行為） 第8条 略</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 変更契約書を作成せずに減額を行う支出負担行為</u></p> <p><u>（4） 略</u></p>	<p>（事前合議を要しない支出負担行為） 第8条 規則第52条に規定する別に定める支出負担行為は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p><u>（3） 略</u></p>

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。